

## 令和元年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午前9時30分から10時24分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 [ 欠員 ]
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告
  - 第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
  - 第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第9号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 議案第11号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
  - 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
  - 議案第13号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
  - 議案第14号 令和元年度五戸町農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	舩 沢 実 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から令和元年第3回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださりまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（舩沢）** 本日は全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、7番中里光明委員と12番豊川敏雄委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議 長（岩井）** 〔業務報告の補足説明〕

**会長職務代理（大沢）** 〔業務報告の補足説明〕

**議長（岩井）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

**8 番（竹原）** 6月の総会は12日ではなかったか。

**事務局（赤坂）** すみません、訂正をお願いします、12日でした。

**8 番（竹原）** 事務局でちゃんと確認して下さい。

**事務局長（舩沢）** 大変失礼いたしました。気をつけます。

**議長（岩井）** その他、意見や質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。

報告第2号の1番につきましては、●●委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限される場所ですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは、●●委員着席のまま議事を進めます。

報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明します。

参考資料は1ページから6ページをご覧ください。

1番の農地の所在は、大字倉石中市字ブドロク●●、畑、面積は、●●㎡です。賃貸人は五戸町、賃借人は、五戸町●●、●●です。

畑に湿っている部分があるため、一度解約して、その部分を除いて再度借りたいと申し出があったため解約するものです。

2番の農地の所在は、大字倉石又重字中崎●●の内の畑、面積は、●●㎡です。

賃貸人は五戸町、賃借人は五戸町●●、●●です。

賃借人が施設に入所するため解約するものです。

すでに耕作されていないと思われましたが、農地基本台帳には、令和4年12月4日まで期間が残っている賃貸借として記載されていたため、書面により解約したものです。

3番の農地の所在は、大字手倉橋字門前平●●、同所●●、畑2筆です。面積は、計●●㎡です。

賃貸人は、五戸町●●、●●、賃借人は、十和田市●●、●●です。

賃借人が自宅近くに新たに農地を借りたため、解約するものです。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第2号を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月の担当調査委員は、9番佐々木喜克委員と15番柏田雅俊委員です。調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

**議長（岩井）** 次に日程第4、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。

今月の農地法第3条許可申請は1議案4件で、すべて売買による

所有権移転に関する件です。

参考資料は、7ページから18ページをご覧ください。

1番の農地の所在は、大字豊間内字地蔵平●●、畑、面積は、●●㎡です。譲渡人は五戸町●●、●●で、譲受人は五戸町●●、●●です。

売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

2番の農地の所在は、大字扇田字家ノ向●●、同所●●、畑、計2筆、面積は●●㎡です。譲渡人は五戸町●●、●●で、譲受人は五戸町●●、●●です。

売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

3番の農地の所在は、大字倉石中市字栗ノ木●●、田、面積は、●●㎡です。譲渡人は五戸町●●、●●で、譲受人は五戸町●●、●●です。

売買価格は、●●円 10aあたり●●円です。

4番の農地の所在は、大字倉石又重字館向下平、3筆、館向、1筆、中崎、3筆、牧内沢、7筆、計14筆、面積は、●●㎡です。譲渡人は五戸町●●、●●で、譲受人は五戸町●●、●●です。

売買価格は、全部で●●円 10aあたり●●円です。

1番から4番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大・効率化・農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して佐々木喜克委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**佐々木喜克調査委員** 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

7月2日に、岩井会長と柏田雅俊委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は畑が隣であり、譲受人はこれまでもその農地を借り受けて耕作していましたが、譲渡人より今後も耕作しないため農地を売りたいとの申し出があり、譲受人へ所有する畑を売買するものであります。譲受人は引き続き耕作するそうです。

2番は、譲渡人の畑と譲受人の自宅が隣接しており、譲受人から

の申し出により、譲渡人の所有する畑を売買するものであります。譲受人は野菜とか果樹を栽培するそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は知人同士で、譲受人から経営拡大のため申し出があり、譲渡人の所有する田を売買するものであります。譲受人は牧草地にする予定だそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は義理の親子で、譲渡人が高齢のため施設に入所した際に本人から申し出があり、譲渡人の所有する農地を売買するものであります。譲受人は牧草地にするそうです。

以上です。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩）

**議 長（岩井）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第9号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案書の5ページ議案9号と参考資料の19ページをご覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は1議案2件です。

1番の農地の所在は大字切谷内字北田ノ沢●●、地目は畑、面積は

●●㎡、転用目的は山林です。農地区分はその他の2種農地と判断いたします。

2番の農地の所在は字上兎内●●、地目は畑、面積は●●㎡です。農地区分はその他の2種農地と判断いたします。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査員を代表して佐々木喜克委員から調査結果の報告をお願いします。

**佐々木喜克調査員** 農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。3条申請と同じく7月2日に現地調査を行いました。

1番は、周囲が山林で、土壌の質が悪く、また傾斜が急なため耕作機械を入れられず、思うように収穫が上がらない土地であることや労働力不足でもあることから、カラマツを植林し山林に転用する計画です。周囲の状況は、北側は道及び山林、東側は山林、南側は畑及び山林、西側は自己所有の畑であり、周囲に影響がないことを確認しております。

2番は、周囲が山林で日当たりが悪く、傾斜があり耕作の便が悪い土地であり、また自身も高齢になり後継者もなく労働力不足でもあることから、スギを植林し山林に転用する計画です。

申請地は、平成27年に申請人が転用許可を受けないまま植林していたため、許可申請をするものです。県知事宛の始末書を添付しております。

周囲の状況は、北側は自己所有の山林、東側は山林、南側は自己所有の畑、西側は山林及び畑となっており、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上です。

**議長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17番（鳥谷部）** 1、2と畑を山林に転用するというのだが、1番は機械が入れないというので、機械で耕すことができないということだが、今までもずっとそのままにしておいたのか、それとも植林していたのか。

**事務局（黒沢）** 今までは作付けをやっていて、今から山林へ植林するのです。

**17番（鳥谷部）** 使っていたのか。機械が入れないというから、反別が6反歩近くあるから。

**議長（岩井）** 私から説明します。自分の畑に行く道路はあります。平らな所は今も畑にしています。山林にしたいところは傾斜地で去年は何も植えていないと思うぐらい草が生えていましたが、一部を除いて全部山林にしたいと、周りが自分の畑なので何も影響がなく、その奥も山林です。  
条件的には傾斜地でよろしくない土地ということで見てきました。大きな原因は労働力不足で反別はいっぱいあるのですが、要件の悪いところは、減らしていきたいということです。

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。それでは採決いたします。  
議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議長（岩井）** 次に、議案10号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案書の6ページ、議案10号と参考資料の43ページをご覧ください。  
今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。  
農地の所在は字愛宕後●●、地目は畑、面積は●●㎡、転用目的は駐車場で、賃貸借の期間は30年となります。農地区分は第3種農地となります。  
以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査員を代表して柏田雅俊委員から調査結果の報告をお願いします。



**柏田雅俊調査員** 農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。3・4条の申請と同じく7月2日に調査を行いました。

1番は、事業拡大に伴い、従業員の増加により駐車場不足となるため、従業員用駐車場として整備利用するものです。

周囲は、都市計画の第一種住居地域内ですが、建物を建てないため日照問題等もなく、造成により生じた法面は緑化し近隣に土砂等が流出しない計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上です。

**議 長（岩井）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議 長（岩井）** 次に、議案11号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 五戸町長より令和元年7月1日付け、五農林第130号、五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められております。1議案5件です。

1番の農地の所在は、大字上市川字善浪●●、畑、●●㎡、申請の理由は山林にするためとなっております。

2番の農地の所在は、字小渡●●、畑、●●㎡、申請の理由は山林にするためとなっております。

3番の農地の所在は、大字扇田字大沢●●、●●、●●3筆で地目はすべて畑、合計面積は●●㎡、申請の理由は山林にするためとなっております。

4番の農地の所在は、大字浅水字狼子沢●●、●●、●●、●●、4筆で地目はすべて畑、合計面積は●●㎡、申請の理由は山林にするためとなっております。

5番の農地の所在は、字中ノ沢●●、畑、●●㎡、申請の理由は車庫兼物置用地で宅地にするためとなっております。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の説明に関連して、調査員を代表して柏田雅俊委員から調査結果の報告をお願いします。

**柏田雅俊調査員** 五戸農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査の結果を報告します。7月2日に、岩井会長と佐々木喜克調査委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番は、申請人は●●に居住し、申請地は平成27年に父親から相続した農地です。父親の代から人手不足のため耕作出来なく、そのまま放置しておくより何らかの形で活用したいと考え、除外することを知らずに、イチイを植林したものです。北側と西側は農地、東側は自己所有の宅地及び山林、南側は山林です。隣接農地所有者の承諾書が添付されており、周辺農地等に影響がないことを確認しております。

2番は、父親の代にリンゴ畑として使用していましたが、周囲が山林で日当たりが悪く収量があがらないため、昭和53年5月に除外することを知らずにスギを植林したものです。平成30年5月に父親から相続し、平成30年10月にスギを伐採しましたが、切り株が残っており、農地として耕作することが困難であることから、スギを植林し山林に転用するため除外するものです。北側は山林と農地、その他の周囲は山林です。隣接農地所有者の承諾書が添付されており、周辺農地等に影響がないことを確認しております。

3番は、父親がリンゴ畑として利用していましたが周囲が山林で日当たりが悪く思うように収穫があがらない農地であります。平成15年頃から父親が病気による体調不良で耕作できなくなり、また自身も会社員であり労働力不足であったため、除外することを知らずに父親がスギを植林してしまいました。平成20年に父親が亡くなり、申請者が相続を受けたものです。周囲は山林及び原野であり、送電

線の下の土地ですが、●●の同意書が添付されており、周辺農地等に影響がないことを確認しております。

4番は、リンゴ畑として利用していた農地でしたが、周囲が山林で日当たりが悪く、また自宅から現地までの道幅が狭く悪路で大雨が降ると車両通行ができなくなるような耕作の便が悪い土地です。平成6年に夫が亡くなり、自身も高齢になり息子も会社員で農業労働力が不足し、平成10年6月に除外申請をすることを知らずに、スギを植林してしまったものです。北側の農地所有者の承諾書が添付されており、その他の周囲は山林及び原野であり、周辺農地等に影響がないことを確認しております。

5番は、●●で既存の物置では手狭となり、また来客用の駐車場がなく宅地北側の私道に駐車することがあり、通行人に迷惑をかけることもあるため、自己所有の宅地に隣接する申請地を父親から贈与を受け車庫兼物置を建築するものです。北側は自己所有の宅地、東側と南側が畑で西側は住宅になっており、隣接農地所有者の承諾書が添付されており、周辺農地等に影響がないことを確認しています。

以上で調査結果の説明を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定しました。  
調査委員の方々ありがとうございました。指定席にお戻り下さい。

**議長（岩井）** 次に、議案12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
ここで、議案第12号の1番については、●●委員に関する事案で

あるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(●●委員 退席)

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 1 番の農地の所在は大字倉石中市字ブドロク●●、地目は畑、面積は●●㎡です。新規の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円。期間は令和 3 年 10 月までの 2 年 3 か月になります。契約期間が 3 年 10 月としたのは、この農地は報告第 2 号の 1 番の農地で解約した農地で、解約する前が 3 年 10 月までとなっていましたので、その期間までとしました。また、同じ●●の借りている農地もこの期間となっているものがあり、一緒に更新するものです。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 12 号の 1 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 12 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。  
ここで、●●委員を入室させて下さい。

(●●委員 入室)

**議長（岩井）** 引き続き、議案第 12 号の 2 番から、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案の 10 ページ、議案 12 号をご覧ください。  
五戸町長より令和元年 6 月 25 日付け、五農林第 125 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 4 件で合計面積は●●㎡です。

2番からご説明いたします。2番の農地の所在は大字倉石中市字寺久保●●、地目は畑、面積は●●㎡、5年間の使用貸借となります。

3-1番の所在は大字倉石中市字栗ノ木の畑が2筆、面積は合計●●㎡、再設定で5年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。

3-2番の所在は3-1と同じく大字倉石中市字栗ノ木の畑が2筆、面積は●●㎡再設定で5年間の賃貸借、賃借料は10aあたり●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**15番（柏田）** 3-1と3-2で、aとbはこれはどういう分類ですか。同じ場所なんだけれども。

**事務局（黒沢）** 同じ場所を共有していて、所有者が2人いるということです。

**15番（柏田）** わかりました。

**議長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第12号の2番からについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第12号の2番からは原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第13号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の12ページ議案第13号と参考資料の121ページをご覧下さい。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。  
1 議案 1 件です。

1 番の大字倉石又重字松山●●、畑、●●㎡について 6 月 19 日、耕作条件が悪く面積も小さいため、何年も耕作しておらず、自然荒廃しており農地に復元できないため非農地としたいと申し出があったものです。

令和元年 7 月 2 日の調査会で確認した結果、農地法の運用について第 4 の (4) に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。

以上です。

**議 長 (岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長 (岩井)** それでは採決いたします。議案第 13 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議 長 (岩井)** 全員賛成ですので、議案第 13 号は、非農地と判断することに決定いたしました。

**議 長 (岩井)** 次に、議案 14 号「令和元年度五戸町農地パトロール (利用状況調査) 実施要領の制定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局 (赤坂)** 議案書の 13 ページ議案第 14 号をご覧ください。

令和元年度五戸町農地パトロール (利用状況調査) 実施要領の制定についてでございます。

農地法第 30 条に基づく利用状況調査を実施するにあたり実施要領を制定するものでございます。

(議案の朗読・説明)

**議 長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第 14 号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 14 号は、原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、令和元年第 3 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年7月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員